

喫煙環境に関する実態調査結果の概要

厚生労働省健康局健康課

【調査の概要】

1 調査の目的

受動喫煙による健康影響は明らかであり、がん、循環器疾患等を予防する上で、受動喫煙対策を進めることは重要な課題である。受動喫煙対策については、これまで、多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務を課す健康増進法第 25 条により対策を進めてきたところであり、その実態を把握することを目的とする。

2 調査の時期

平成 30 年 3 月（平成 29 年 12 月末時点）

3 調査対象

全国の企業・法人、事業所より無作為抽出

4 調査項目

各調査対象における喫煙環境状況について

【結果の概要】

○ 屋内の喫煙環境

屋内全面禁煙としている企業等は、全体の 62.3%であり、事業所の規模別で見ると、会社以外の法人、官公庁等が 80.5%と最も高かった。

一方、屋内全面で喫煙を可能としている企業等は全体の 14.9%であり、事業所の規模別で見ると、個人事業者が 32.0%と最も高かった。

表 1 屋内の喫煙環境

	屋内全面禁煙	一部の場所又は一部の時間で喫煙可	屋内全面喫煙可	不明
全体	62.3%	16.6%	14.9%	6.3%
うち大企業	48.1%	45.1%	2.4%	4.4%
うち中小企業	62.4%	21.7%	10.8%	5.1%
うち個人事業者	51.6%	9.1%	32.0%	7.3%
うち会社以外の法人、官公庁等	80.5%	10.7%	2.4%	6.3%

○ 屋外（事業所の敷地内）の喫煙環境

屋外全面禁煙としている企業等は、全体の 23.3%であり、事業所の規模別で見ると、大企業が 26.5%と最も高かった。

一方、屋外全面で喫煙を可能としている企業等は全体の 19.4%であり、事業所の規模別で見ると、個人事業者が 29.5%と最も高かった。

表 2 屋外の喫煙環境

	屋外全面禁煙	一部の場所又は一部の時間で喫煙可	屋外全面喫煙可	屋外の敷地を所有、賃借していない（テナントなど複合施設内に入居する場合）	不明
全体	23.3%	27.9%	19.4%	13.8%	15.7%
うち大企業	26.5%	34.0%	7.5%	17.4%	14.6%
うち中小企業	19.9%	32.2%	21.0%	14.3%	12.4%
うち個人事業者	24.7%	11.2%	29.5%	13.4%	21.1%
うち会社以外の法人、官公庁等	25.0%	42.1%	7.2%	12.3%	13.5%